

ファミリースポーツチャレンジ運営業務委託 プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

令和元年度より幼児から大人までを対象に、スポーツに親しむきっかけづくりを目的として様々なスポーツ体験やトップアスリートとの交流ができるイベントとして「ファミリースポーツチャレンジ」を実施している。令和8年度も3月に同様の趣旨で開催する。

2 業務概要

(1) 業 務 名

ファミリースポーツチャレンジ運営業務委託

(2) 業 務 内 容

別紙「企画提案仕様書」のとおり

(3) 契 約 期 間

契約確定日の翌日（令和8年9月予定）から令和9年3月31日（水）まで
（イベント実施日：令和9年3月13日（土））

(4) 委託上限額

23,814,912円（消費税込）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による。）
- (6) 令和3年4月以降に、国または地方公共団体が主催の、参加者1,000名以上のスポーツ体験イベント実施の実績を有すること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和8年7月7日（火）～令和8年8月13日（木）
- (2) 質問受付期間
令和8年7月7日（火）～令和8年7月24日（金）午後5時厳守
- (3) 説明会
令和8年7月17日（金）
- (4) 質問回答日
令和8年7月31日（金）
- (5) 参加表明書・提案書提出期限
令和8年8月13日（木）午後5時厳守
- (6) 第1次審査
令和8年8月14日（金）～令和8年8月24日（月）
- (7) 第1次審査結果通知
令和8年8月28日（金）
- (8) 第2次審査
令和8年9月8日（火）
- (9) 最終選定結果通知
令和8年9月11日（金）

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公 募 期 間：令和8年7月7日（火）～令和8年8月13日（木）
 - イ 公 募 方 法：江東区ホームページにて公表
(<https://www.city.koto.lg.jp/104010/sportschallenge.html>)
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間：公募開始～令和8年7月24日（金）午後5時必着
 - イ 質 問 方 法：別紙様式2「質問書」に記入の上、持参・郵便・FAX
又は電子メールにより下記担当所管まで提出すること
 - ウ 回 答 日 時：令和8年7月31日（金）
 - エ 回 答 方 法：質問への回答は江東区ホームページ
(<https://www.city.koto.lg.jp/104010/sportschallenge.html>)
に掲示し、個別の回答は行わない。
- (3) 応募書類の提出
 - ア 提 出 期 限：令和8年8月13日（木）午後5時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
 - イ 提 出 方 法：持参のみ（平日の午前9時～午後5時）

※提出書類は「7 提出書類」に記載

※提出先は「12 書類の提出先及び問合せ先」に記載

※提出の際は事前に区に連絡すること

6 説明会

(1) 実施日時

(2) 令和8年7月17日(金)午後2時30分～(1時間程度)

(3) 実施場所

夢の島競技場会議室(江東区夢の島1-1-2)

※参加を希望する事業者は、7月16日(木)午前11時までに、電子メールで会社名、人数(2名まで)、代表者、担当者電話番号、メールアドレスを連絡すること(連絡先は「12 書類の提出先及び問合せ先」に記載)。

※説明会への出席は、企画提案における必須要件としていないが、なるべく出席すること(説明会当日以外の会場見学は原則不可とする。)

※説明会終了後、会場の見学会を実施予定(参加任意、45分程度)。

※説明会でも質疑を受付ける。受け付けた質問については、その場で回答はせず、質問回答日に併せて公表する。

7 提出書類

(1) 提案書類

本プロポーザルへの参加を希望される場合、下記の必要書類を作成の上、受付期間内に紙文書にて提出すること。あわせてメールにてデータでも提出すること。

提出書類		部数
①	参加表明書(様式第1号)	1部
②	企画提案書(任意様式)	9部
③	価格提案書(見積書)(任意様式)	1部
④	同種又は類似業務の実績(様式自由) ※令和3年4月以降に、国または地方自治体から受託した1,000名以上のイベント業務に限る ※履行実績確認のため、契約書の写しを添付すること	1部
⑤	会社概要(パンフレット可)	9部

(2) 企画提案書(任意様式)

ア 様式について

用紙サイズはA4縦・両面印刷15ページ以内とし、文字方向は横書き、左綴じとすること。(資料の記載内容により一部A3版を使用する場合については、

片面印刷とし、A4版の大きさに折り込むこと)

イ 提案項目について

別紙「ファミリースポーツチャレンジ提案事項」を熟読の上、以下の項目について、順番に漏れなく記載すること。

【提案事項】

- ① イベントの運営体制・全体のレイアウト
- ② 体験ブースのコンテンツ
- ③ イベントステージの実施内容
- ④ 一日中楽しむための工夫
- ⑤ シャトルバス運用方法
- ⑥ 安全対策（警備体制及び災害対策）
- ⑦ 悪天候時の対応・判断基準・周知方法
- ⑧ ポスター・チラシの制作・配布スケジュール
- ⑨ チラシ以外の広報方法

※提出書類には、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

※仕様書に定めのない事項のうち、本区にとって有益な追加提案がある場合は記載すること。なお、本業務費用内での提案に限る。

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

(3) 価格提案書（見積書）（任意様式）

見積金額については、予定価格の範囲内で仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。

なお、内訳金額については、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。

8 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 書類審査（第1次審査）の実施

企画提案書・価格提案書（見積書）について書類選考を実施し、合計点が60%以上の事業者のうち、得点が高い事業者から順に3事業者を第1次審査通過者とする。なお、同点数の者が複数の場合、価格提案書（見積書）の金額が最も安価なものを上位者とする。

第1次審査の結果は参加者全員に、令和8年8月28日（金）午後5時までにメールで通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）の実施

第1次審査通過者を対象に、企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリング(各15分程度)を実施する。第2次審査は、令和8年9月8日(火)に江東区役所にて実施を予定しており、参加人数は2名以内とする。

※第2次審査において追加の資料提出は認めない。

※プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、事業者が用意すること。

※本業務を受託した際に携わる担当者が参加すること。

(4) 評価方法

第1次審査・第2次審査を通じて、評価基準に基づいて、評価する。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除く、1次審査通過者のうち、1・2次審査の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成、及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、一次審査通過者に選定又は非選定の結果をメール・書面にて通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目を江東区ホームページにおいて公表するとともに、担当課で閲覧に供するものとする。

【公表項目】

(1) 候補者の名称、合計点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び合計点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、合計点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

10 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書（見積書）については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書（見積書）を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

12 書類の提出先及び問合せ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所4階34番窓口
江東区地域振興部スポーツ振興課
ファミリースポーツチャレンジプロポーザル担当：柴田、下平、栗田
TEL：03-3647-4887 FAX：03-3647-8506
メール：sports@city.koto.lg.jp